



第七条 知事は、四月以降の購読料金を前年度に収納したときは、歳入歳出外現金として取り扱い、四月以後において、歳入金に振り替えるものとする。  
別記第一号様式を次のように改める。  
別記第一号様式

鳥取県公報購読申込書

昭和何年何月から昭和何年何月まで、鳥取県公報を何部購読したいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

鳥取県知事 氏 名 殿

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八十八号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、次のとおりふ卵業者を登録した。  
昭和三十五年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録年月日

住 所

氏 名

昭和三十五年三月八日

鳥根県養川郡斐川村上庄原 石川 義徳

鳥取県告示第八十九号

次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。  
昭和三十五年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ、予防のため

二 実施の区域、別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前二月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ、検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のもの

ものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査  
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法  
肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法  
肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

第一	次	第一	第二	次	実 施 区 域	実 施 場 所
三月	八日	三月	十一日	〃	気高郡鹿野町勝谷地区	勝谷家畜検査場
〃	九日	〃	十二日	〃	鹿野地区	鹿野
〃	十四日	〃	十七日	〃	小鷲河地区	小鷲河
〃	十五日	〃	十八日	〃	気高町逢坂地区	逢坂
〃	十六日	〃	十九日	〃	宝木地区	常松
〃	二十日	〃	二十三日	〃	青谷町日置谷地区	日置谷



鳥取県告示第九十三号

次の土地は、昭和三十五年二月十五日その公用を廃止した。

昭和三十五年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一場所 倉吉市住吉町字神坂九六番五 字神坂九六番六地先
- 二地目 宅地、農道敷
- 三面積 六二坪九合一勺 二一坪四合一勺

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員

の退任及び就任の届出があつた。

昭和三十五年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所子土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 青木 勇 西伯郡大山町所子

青木 増二

門脇 恒義

村上 憲一

門脇 光造

梶谷 貞夫

美甘 弘光

所子

就任した役員の名及び住所

理事 青木 男 西伯郡大山町所子

青木 増二

門脇 恒義

村上 憲一

門脇 光造

山根 寿之

梶谷 貞夫

美甘 弘光

所子

昭和三十四年六月二十五日通常総会において総選挙の

結果当選し、七月一日就任、任期二年

福守土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 小林 文蔵 倉吉市福守

前田 清蔵

池田 栄

岩本愛之介

山本 勇

西尾 秀雄

石村 兼孝

小林 万吉

西村 源一 岡田

大番 寅蔵

山脇幸太郎 不入岡

田中 重敏

後藤 美信

岸下義太郎 福吉町二丁目

就任した役員の名及び住所

理事 大番 寅蔵 倉吉市岡田

小林 文蔵 福守

池田 栄

前田 清蔵

岩本愛之介

西川 岩松 福吉

石村 兼孝 福守

田中 正信 国府

小林 万吉 福守

山脇幸太郎 不入岡

山本 勇 福守

西村 源一 岡田

西尾 秀雄 " 福守  
 " 田中 重敏 " 不入岡  
 " 後藤 美信 " 福守  
 監事 武本 彬 " 福守  
 " 山崎 庄蔵 " 岡田  
 " 西村 唯治 " 不入岡  
 " 岩井清次郎 " 不入岡

昭和三十四年十月十七日臨時総会において総選挙の結果  
 果当選し、同日就任、任期三年

大谷溜池土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中千代吉 西伯郡大山町妻木  
 " 深田 叶 " 平田  
 " 谷野 誠 " 安原  
 " 田中 巖 " 長田  
 " 上田 宏道 " 保田  
 " 長谷川虎三 " 保田

就任した役員の氏名及び住所

田中 篤雄 " 莊田  
 " 田中 弘 " 野田  
 " 岡田 伸樹 " 野田  
 " 浅井 金則 " 淀江町淀江  
 " 松井 彦一 " 大山町野田  
 " 檜 隆夫 " 淀江町今津  
 " 三國 重康 " 淀江町今津  
 " 大下 喜一 " 大山町安原  
 " 古志 光正 " 富岡  
 " 谷野 宗一 " 富岡

理事 田中千代吉 西伯郡大山町妻木  
 " 深田 叶 " 平田  
 " 谷野 誠 " 安原  
 " 田中 巖 " 長田  
 " 上田 宏道 " 保田  
 " 古志 光正 " 安原  
 " 長谷川虎三 " 保田

田中 篤雄 " 莊田  
 " 上田 隆雄 " 中高  
 " 岡田 伸樹 " 野田  
 " 亀山 登 " 富岡  
 " 勝部助三郎 " 淀江町淀江  
 " 川口 英吾 " 今津  
 " 松井 彦一 " 今津  
 " 山中 宏平 " 今津  
 " 大下 鉄造 " 今津

昭和三十四年五月十四日通常総代会において選挙の結果  
 果当選し、五月二十一日就任、任期四年

五ヶ井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 野口 国夫 西伯郡岸本町久古  
 " 下村 光治 " 真野  
 " 仲田 計邑 " 須村  
 " 潮 元宣 " 大原

就任した役員の氏名及び住所

仲田 卓爾 " 番原  
 " 西木 雄治 " 久古  
 " 柴田 嘉一 " 丸山

理事 清水 英一 西伯郡岸本町須村  
 " 下村 光治 " 真野  
 " 後藤 幸 " 大原  
 " 西郷世紀雄 " 久古  
 " 仲田 卓爾 " 番原  
 " 西木 雄治 " 久古  
 " 小谷 芬 " 須村

監事 西木 雄治 " 久古  
 " 西郷世紀雄 " 久古  
 " 小谷 芬 " 須村

昭和三十年四月十日通常総会において総選挙の結果当  
 選し、四月十八日就任、任期二年

退任した役員の氏名及び住所

理事 清水 英一 西伯郡岸本町須村  
 " 下村 光治 " 真野  
 " 後藤 幸 " 大原  
 " 西郷世紀雄 " 久古

仲田 卓爾 " 番原  
 監事 西木 雄治 " 久古  
 " 小谷 芬 " 須村  
 就任した役員の名及び住所

橋谷 清晴 " 番原  
 監事 下村 源重 " 真野  
 " 渡辺 実則 " 大原  
 就任した役員の名及び住所

理事 西郷世紀雄 西伯郡岸本町久古  
 " 下村 光治 " 真野  
 " 山口 才藏 " 須村  
 " 後藤 幸 " 大原  
 " 橋谷 清晴 " 番原  
 監事 下村 源重 " 真野  
 " 渡辺 実則 " 大原

理事 西郷世紀雄 西伯郡岸本町久古  
 " 山口 才藏 " 須村  
 " 西古 清市 " 真野  
 " 野口 辰猪 " 大原  
 " 橋谷 清晴 " 番原  
 監事 谷口 操 " 久古  
 " 岡本企救夫 " 久古

昭和三十二年四月一日通常総会において選挙の結果当選し、四月八日就任、任期二年  
 退任した役員の名及び住所

昭和三十四年七月一日通常総会において総選挙の結果当選し、七月八日就任、任期二年

理事 下村 光治 西伯郡岸本町真野  
 " 山口 才藏 " 須村  
 " 西郷世紀雄 " 久古  
 後藤 幸 " 大原

鳥取県告示九十五号  
 土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）三十条第二項の規定により、大鴨土地改良区の定款変更は、昭和三十五年二月二十九日認可した。

昭和三十五年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師の登録をした。

氏名	住所	登録の記号番号	登録年月日
前田 宏仁	米子市錦町一丁目 鳥医	七五五	昭和三五、三、四
遠藤 主税	茶町七二 鳥薬	一一七	

鳥取県告示第九十七号

昭和三十五年度第一次二等陸、海、空士の募集期間、応募資格及び試験科目は、次のとおりである。

昭和三十五年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和三十五年三月一日から昭和三十五年四月十五日まで

二 応募資格

昭和十年六月二日から昭和十七年六月一日までの間に生れた（昭和三十五年六月一日現在十八才以上二十五才未満）日本国籍を有する男子で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条の欠格条項に該当しない者

三 試験科目

中学校卒業程度の学力について行なう筆記試験（国語（作文を含む。）数学、社会）、身体検査及び口述試験とする。

監査公告

鳥取県監査公告第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき昭和三十四年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年三月八日

鳥取県監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 井上善一

同 戸田俊己

監査箇所 執行年月日

生山家畜保健衛生所 昭和三十五年一月六日

溝口 同 七日

米子 同 八日

所子 同 八日

鳥取 同 一三日

船岡 同 一四日

倉吉 同 二二日  
浜村 同 二二日

昭和三十四年度にかかる県下八家畜保健衛生所の監査を執行した結果、本年度諸業務は各所とも当初計画に基き、これが遂行に努めているけれども各所の人的構成は依然として少数陣容で、しかも収入事務並びに畜産奨励業務を分掌しているので、諸般の業務執行に可成りの無理を生じ正常な運営を期し難いことが認められる。

また、一面家畜保健衛生に対する一般農家の認識は逐年深まつて、衛生所業務の利用は次第に増加してきたことは喜ばしいが、既述のように現在の少数陣容では到底その需要に応じ切れず、また事務処理は不統一でしかも不備欠かんが可成りある。

県は行財政効率の見地からこの際、本機関の廃止統合による組織機構の整備強化並びに市町村及び畜産諸団体

の協力体制の確立等抜本的行政措置について再検討を加え、家畜衛生行政の伸張を図るよう強く要望する。  
なお、本監査を通じ指摘される共通的事項は概ね次のとおりであるが、これらの諸事項について関係当局は速かに検討し適切な措置を講ずべきである。

一 職員組織並びに機構整備について各所の人的構成は所長(生山兼務)を含め二八名(内二名兼務)を県下八保健衛生所に配し一衛生所当り二名乃至六名の少数陣容で、各所とも手不足が認められるので、現行の八事務所を東、中、西部に統合(必要に応じ支所設置)し、事務的処理の簡素合理化と相俟つて活動の効率化を期すべきと考えられるので慎重検討せられたい。

なお、業務の実態から機動力の強化(後掲)と補助職員一名あて増員し内外業務連絡の円滑化と事務処理の適正を図ることが緊要と認められる。

二 権限行使と市町村等協力体制の確立について  
家畜衛生に対する一般農家の認識は既述したように次第に深つてきているが、未だ一部の農家には家畜防

疫を忌避する向きもあり、これが防疫行政全体の円滑推進を阻害することが認められるので、さらに趣旨の徹底を期するとともに一面悪質者に対しては厳正な行政権限の行使をもつて対処することを考り、よすべきであり、また市町村または畜産団体との間の業務範囲を明確に分別し、その協力体制を確立することによつて、事務の簡素化と現地活動の効率化を図ることが必要と認められる。

三 畜産行政指導の徹底について

近年有畜農家創設事業等の行政施策推進によつて行政指導の徹底が必要と認められ、酪農振興面においては漸く乳牛の栄養、繁殖障害防除に乗り出しているがその他一般の生産奨励指導は職員の手不足によつて行届いていない。さらに本庁、出先機関を通じ行政事務の再配分を行いその緊密化を図るとともに、地区営農指導機関及び農業改良普及所等との有機的結合によつて、畜産指導の徹底を期することが必要である。

なお、国県貸付家畜の管理指導及び精液供給(県有)

に伴う事後管理指導の徹底については一層配意を要する。

四 家畜防疫検査等の記録整備について  
各種検査、注射、薬浴または投薬の実施記録は各所とも不統一で中にはその実施記録の整備保存されていないところもあり、従つて使用料及び手数料徴収の適否を確認し難いものが少なくない。いやしくも各種検査等の実施記録は嚴重に整備一定期間これを保存しておくべきである。

また、乳牛し、畜生産検査事務は団体職員（委嘱検査員）をして行わしめているが、これが報告は規定どおりされず、また手数料は年一回程度一括し、該職員から徴していることは速かに改善すべきである。

五 機動力の整備について

各所の機動力は現在單車が一台程度配置されているが、この單車も既に更新期にきているものもあるので、これが更新並びに増配さらには衛生車（防疫用ジープ）の増置整備を考り、よし所員活動の効率化を図る要がある。

六 収入事務の適正処理について

各所とも収入事務は所長に分任出納員を任命し処理せしめているが、これらの事務取扱及び方法は、現行法規が実態に即しないものが少なくなく、これが是正改善方は毎回指摘要望しているにもかかわらず何等措置されず従前同様であつたことは遺憾である。関係当局は次の事項について速かに是正措置を講ずべきである。

なお、各所収入金はそのつど納付書によつて県金庫に振込みの上、隔月ごとに現金出納簿、その他収入関係書類は収支命令者の検閲をうけ払込金額については、出納長に事後引継きを了しているが、各所とも事務にふなれのため現金徴収、納付時期が遅れ、かつまた公簿書類の記帳その他に不備が多く著しく事務能率を低下しているので事務の簡素能率化と適正化につき統一した指導の徹底を期すべきである。

1 現在各所で取扱っている家畜防疫手数料等は「収

入証紙規則」に基き収入証紙で料金徴収することになつてはいるがこのうち、畜生産検査手数料を除いてはすべて現金徴収している。しかもこの徴収時期はいずれも債権発生後相当期間経過してから徴収手続きを行つているから、県収納が著しく遅延している。

2 現金領収証発行は債権者あて発行するのが原則であるが、中には代表者あて一括纏めて発行している所もありこの処理方法は区々である。

3 検査、注射等実施した場合に債権確定を明確にしていないため歳入金金の所属年度を誤つていているものが多い。また当日徴収金は市町村または畜産団体職員に預託し後日送金をうけ収入手続きをとつてはいる。

4 手数料免除における手続がなされていない。

5 し、畜生産検査手数料の証紙収納事務の整理が十分でない。各所とも証紙収入は事後整理で中には証紙代金を次回廻しとして保管していたところもある。

6 家畜人工受精手数料（精液払下代）の徴収方法が区々であり、また著しく遅延しているものがある。